

「岐阜県警察障がい者活躍推進計画」に基づく令和7年度取組状況等

【計画目標】計画期間の最終年度における障がい者雇用率 3.3%以上（令和11年6月1日時点における雇用率）

【現 状】令和7年度の障がい者雇用率（警察） 3.96%（令和7年6月1日時点における雇用率）

1	推進体制の整備					
	新規／ 拡充／継続		項目	取組事項	令和7年度 実績	令和8年度 取組方針
	継続	①	障害者雇用推進者	障害者雇用推進者（警務部長）の下、第2期岐阜県警察障がい者活躍推進計画（以下「計画」という。）に基づく取組を着実に進めます。	障害者雇用推進者の下、計画に基づく取組を着実に進めました。	引き続き、障害者雇用推進者の下、計画に基づく取組を着実に進めていきます。
	継続	②	「障がい者活躍推進チーム」の設置	障害者雇用推進者、警務部警務課長、警察本部関係各所属長、障害者職業生活相談員及び障がいのある職員で構成する「障がい者活躍推進チーム」を設置し、計画の実施状況のフォローアップ等を行います。	「障がい者活躍推進チーム」内における情報共有を密にし、計画の実施状況に係るフォローアップ等を行いました。	引き続き、「障がい者活躍推進チーム」による、計画の実施状況に係るフォローアップ等を実施していきます。
	継続	③	「障がい者雇用連絡会議」の強化	障がいのある職員が働きやすく、継続して勤務できる職場環境づくりに向けた県知事部局等との連携を進めます。	知事部局主催の障がい者雇用連絡会議（担当者会議）において、合同研修会の開催内容を議論するとともに、障がい者の任用状況について、情報共有を行いました。	引き続き、障がいのある職員が働きやすく、継続して勤務できる職場環境づくりに向けた知事部局等との連携を進めていきます。
	継続	④	「障害者職業生活相談員」の充実	障害者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、岐阜労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、人員の充実を進めます。	職員1人に障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、人員の充実を図りました。	令和8年度中も、計画的に障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させ、人員の充実を進めていきます。
2	職務の選定					
	新規／ 拡充／ 継続		項目	取組事項	令和7年度 実績	令和8年度 取組方針
	継続	①	面談等を通じた障がい特性等の認識共有	期首面談など定期的な面談を通じ、障がいの特性やスキル、得意分野や希望など、職員本人と職場との間で認識を共有し、業務とのマッチングにつなげます。	定期的な面談や平素からの周囲の者による声掛けで職員本人からの意見や要望を聴取し、幹部間において情報共有を行いました。	引き続き、定期的な面談や平素からの声掛けにより幹部間で情報共有を行い、職員が前向きに活躍できるような場を作っていきます。
	継続	②	「障害者職業生活相談員」の活用	障害者職業生活相談員が、必要に応じて、業務に関する助言を行います。	面談等の機会を通じて、障害者職業生活相談員が、業務の進め方等に対する助言を行いました。	引き続き、障がい特性やスキル等に応じた業務に関する助言を行っていきます。
	継続	③	業務の創出に向けた調査の実施	障がいのある職員に適した業務の掘り起こしや複数作業の組合せによる新規業務創出のための調査を行います。	職員本人から聴取した意見や要望に基づき、本人が自信を持って従事できる作業の洗い出しを実施しました。	引き続き、障がいのある職員から意見聴取を行い、能力を最大限に発揮できる業務の掘り起こしや新規業務の創出に努めます。
3	環境整備・サポート体制					
	新規／ 拡充／ 継続		項目	取組事項	令和7年度 実績	令和8年度 取組方針
	継続	①	障がいに関する理解促進・啓発のための研修	研修会の実施を通じ、障がい特性の理解や職場内での協力体制、サポートに係る職員の理解促進等につなげます。	障がいのある職員が働く所属の次席、警務課長及び本部人事担当者が、動画配信による「障がい者雇用合同研修会」を受講し、障がい特性の理解やサポート・合理的配慮に係る職員の理解促進等につなげました。	引き続き、実施される研修会を通じて、障がい特性の理解や職場内での協力体制、サポートに係る職員の理解促進等につなげていきます。
	継続	②	障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用	「障がい者雇用に関するQ＆A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」を活用し、障がい特性を理解した上での適切な配慮の実施等につなげます。	障がい者雇用に関するQ＆A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」を活用し、所属内のミーティング等を通じて配慮の方向性に関する意思統一を行いました。	「障がい者雇用に関するQ＆A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」を同僚職員等にも周知させ適切な配慮の実施に努めます。
	継続	③	定期的な面談等を通じた必要な配慮の把握と継続的に必要な措置の実施	期首面談などの定期的な面談を通じ、本人の障がいの特性に応じた配慮を把握し、個別具体的な措置を講じていきます。	定期的な面談や平素からの声掛けの場で職員本人からの意見や要望を聴取し什器の配置等に配慮しました。	引き続き、定期的な面談等を実施し、障害のある職員自身の特性や要望について所属内で情報共有して具体的な措置を講じていきます。

(1) 職場環境	継続	④		障がいのある職員の一番身近な支援担当者として、各所属の次席、警務課長等が、必要に応じて面談等を行うとともに、解決に向けて、障害者職業生活相談員と連携を図ります。	次席、警務課長による面談だけでなく所属長からも積極的に声掛けを行いました。	引き続き、支援担当者や所属長による面談を実施していきます。また、職員本人のみでなく支援担当者のサポートとして障がい者職業生活相談員と連携を図っていきます。
	【新規】	⑤	各所属の次席・警務課長等による相談	「障がい者雇用に関するQ＆A」の活用により、障がい特性の理解などを踏まえた適切な業務目標の設定に取り組みます。	「障がい者雇用に関するQ＆A」を活用して職員本人の目標を策定しその達成に向けて支援しました。	「障がい者雇用に関するQ＆A」の活用や障がいのある職員との話し合いを通じて適切な業務目標を設定するとともに、進捗状況についても確認しながら目標達成に向けた支援を行っていきます。
	【拡充】	⑥	多様な相談先との連携	警察産業医や保健師など部内の相談体制を充実させるほか、地域の就労支援機関や労働局、公共職業安定所などの外部の多様な相談先との連携を図り、様々な相談に対応できる体制を構築します。また、本人が希望する場合には、「配慮希望事項共有シート」の活用等により、地域の就労支援機関や医療機関などと情報共有し、適切な支援や配慮を講じます。	障がいのある職員の体調等の把握に努め、保健師からも随時声掛けを行うなど心身の安定に配慮しました。	保健師による声掛けを継続し、障がいのある職員の体調等の把握に努め、心身の安定に配慮していくとともに、本人の希望を踏まえつつ必要に応じて相談先の提案・紹介を行っていきます。職員了承のもと「配慮希望事項共有シート」を適宜活用し、当該相談先との連携も推進していきます。
	継続	⑦	障がい特性に配慮した施設や福利厚生施設の整備等	バリアフリースイールの設置及び改修など、安心して利用できる施設の整備に計画的に取り組むとともに、休憩施設等の利用の周知を図ります。	駐在所の改築に当たり、出入口のバリアフリー化のほか、ローカウンター・客溜を整備しました。 【整備交番等】 郡上警察署 和良駐在所 飛騨警察署 鷹狩駐在所	引き続きバリアフリー法に則して、障がいのある職員等に配慮した施設づくりを図っていきます。
	継続	⑧	障がい特性に応じた就労支援機器の導入	障がいの特性に応じ、業務の遂行に必要な機器を調達し、職場環境の整備に努めます。	障がいの特性に応じたニーズの把握に努めました。	引き続き、障がいの特性に応じたニーズを把握しながら、必要に応じて就労支援機器の導入を進めていきます。
	継続	⑨	障がい特性に応じた就労支援機器の導入	障がいの特性に応じ、業務の遂行に必要な機器を調達し、職場環境の整備に努めます。	障がいの特性に応じたニーズの把握に努めました。	引き続き、障がいの特性に応じたニーズを把握しながら、必要に応じて就労支援機器の導入を進めていきます。
(2) 募集・採用	継続	①	採用試験の周知	地元大学、特別支援学校等に、障がい者を対象とした職員採用試験を案内するなど、障がいのある人が必要な情報を得られるよう対応します。	地元大学、特別支援学校等にメール又は郵送で採用試験案内を送付しました。	引き続き、近隣の大学・短期大学、県内の高等学校及び特別支援学校等への広報に努めていきます。
	継続	①	採用試験の広報	近隣の大学・短期大学、県内の高等学校及び特別支援学校等に、障がい者を対象とした職員採用試験を案内するなど、障がいのある人が必要な情報を得られるよう対応します。	近隣の大学・短期大学、県内の高等学校及び特別支援学校等への広報に努めました。	引き続き、近隣の大学・短期大学、県内の高等学校及び特別支援学校等への広報に努めていきます。
	継続	②	点字版の試験案内の作成	点字による採用試験案内を作成し、配布します。	県立岐阜盲学校に点字の採用試験案内を配布しました。	引き続き、点字による採用試験案内を作成し、希望者へ配布していきます。
	継続	③	募集案内時の対応	募集案内の県ホームページ掲載に当たっては、ウェブアクセシビリティを確保するとともに、ハローワーク等を通じた募集を行うなど、障がい者が必要な情報を得られやすい募集に取り組みます。	障がい者を対象とした職員の募集に当たってはホームページ掲載時におけるウェブアクセシビリティを確保するとともに、会計年度任用職員の募集に当たっては募集所属によるハローワーク及びホームページを通じた募集を行い、必要な情報を障がい者が得られやすい募集としました。	ホームページにおけるウェブアクセシビリティの確保はもちろんのこと、障がい者が必要な情報を得られやすい募集に取り組むとともに、採用申込みにおける不安感を可能な限り取り除くことができるよう、ハローワークと連携した募集に取り組めます。
	継続	④	採用選考時の対応	点字、音声読み上げソフトの使用等による出題、口述試験時の就労支援機関等職員の同席を可能とするなどの合理的配慮の提供に取り組めます。	「取組事項」に掲げる合理的配慮の提供に取り組めました。	引き続き、採用試験の対応における取組を実施します。
	継続	⑤	障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用【再掲】	「障がい者雇用に関するQ＆A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」を活用し、障がい特性を理解した上での適切な配慮の実施等につなげます。 【再掲：（1）職場環境②「障がいに関する理解促進等に関するマニュアルの活用」】	障がいのある職員が働く所属において、「障がい者雇用に関するQ＆A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」等を活用した、障がい特性の理解と、適切な配慮の実施に努めました。	引き続き、「障がい者雇用に関するQ＆A」や「障がいのある方への配慮マニュアル」等を活用するとともに、必要に応じて、所属ごとの個別相談に対応することで、適切な募集・採用手続につなげていきます。
	継続	①	障がい特性等を踏まえた人事配置	定期的な面談を通じ、障がいの特性や能力、希望等を把握した上で、適切な配置となるよう努めます。	障がいのある職員の特性や能力、希望に配慮し適切なポストに配置しました。	引き続き、障がいのある職員の特性と希望に配慮した上で、職員の能力が最大限発揮できる適正な人事配置に努めていきます。

(3) 働き方	継続	②	各種休暇の取得促進	治療と仕事の両立に向け、障がいの程度や状況に応じた休暇が安心して取得できるよう、職場全体で各種休暇の取得を促進します。	障がいのある職員が休暇取得した場合には、本人にも周囲の職員にも負担とならないような体制を維持しました。	障がいのある職員が気兼ねなく休暇取得できるよう、また周囲の職員に過度に負担にならないようサポート体制の構築など様々な取組を実践し、引き続き、職場全体における各種休暇の取得を推進していきます。
	継続	③	定着率の向上	不本意な離職者を極力生じさせないようにすることで、定着率の向上を図ります。	令和7年6月1日時点の職員のうち、令和8年6月1日時点までに離職（退職、任期満了、自己都合（転職、一般就労等）を含む。）した者は1人（会計年度任用職員1人（任期満了））でした。 ※不本意な離職（職場環境等を理由とした離職）なし	職場環境等を理由とした不本意な離職者を極力生じさせないように、職場環境の整備を引き続き進めます。
	新規	④	テレワークの活用	業務効率や県民サービスの低下につながらないことを前提に、在宅等勤務の活用を周知します。	障がいのある職員の意見や要望を踏まえて在宅等勤務も可能であることを周知しました。	障がいのある職員の特性に応じた業務を分析し、二次的業務で仕事を見いだせないかを洗い出した上で、障がいのある職員の意見や要望も踏まえて、在宅業務の活用を前向きに検討していきます。
4	優先調達					
	新規／ 拡充／継続		項目	取組事項	令和7年度 実績	令和8年度 取組方針
	継続	①	障害者優先調達推進方針に基づく調達	毎年度策定する「岐阜県障害者優先調達推進方針」に基づく取組を進めるとともに、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を進めます。	R7年度は120,600千円を調達目標として取組を進めています。 （R6年度の調達実績（120,484千円）） （R7年度実績はR8.8項に別途公表）	R7年度実績を踏まえ、引き続き、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を進めます。
	継続	②	「ハート購入制度」に基づく調達	県独自の「ハート購入制度」を活用した調達について、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を進めます。	障害者雇用努力企業、在宅就業支援団体及び特例子会社を対象とするR7年度の発注見通し金額を18,982千円（前年度比-3,809千円）と設定し、取組を進めています。（R7年度実績はR8.6月下旬頃に別途公表）	R7年度実績を踏まえ、引き続き、中長期的な観点から調達内容の充実に資する取組を進めます。
	継続	③	障がい者雇用に取り組む事業者の評価	プロポーザル方式などを用いた発注事業の評価において、障がい者雇用に取り組む事業者への加点を推奨します。	プロポーザル方式による事業発注に当たり、SDGs達成に向けた社会面の取組みとして「障がい者雇用」に取り組んでいる事業者への加点を推奨し、多くの事業において評価項目として採用されています。	民間における障がい者の活躍を促進するため、引き続き、各部局に、プロポーザル方式による事業発注において、障がい者雇用に取り組む事業者への加点を推奨します。